

会員の情報の提供に 関する細則

会員の情報の提供に関する細則

【制定の趣旨】

支部運営の効率化を図るため、支部規則第49条の2第2項の規定により「会員の情報の提供に関する細則」を制定することとしたい。

(趣旨)

第1条 この細則は、支部規則第3条第1項に規定する事業の遂行に資するため、同第49条の2第2項の規定に基づき、本支部が保有する会員及び本支部に所属しなくなった者（他の支部に異動した者を除く。以下同じ。）の情報の提供に関し、必要な事項を定める。

(税理士会等でないものへの情報提供)

第2条 本支部は、会員、東京税理士会（以下「本会」という。）以外の税理士会、日本税理士会連合会又は本会の関連団体その他本会が相当と認める団体（以下「税理士会等」という。）でないものから会員又は本支部に所属しなくなった者に関する情報の提供を求められたときは、次条及び第4条に規定するところにより、本支部が必要と認める事項を提供する。ただし、本支部に所属しなくなった者の情報の提供期間は、本支部に所属しなくなった日から1年とする。

- 2 前項以外の情報の提供については、「武蔵野支部個人情報の取扱いに関する細則」の定めるところによる。

(税理士会等でないものに提供する会員の情報)

第3条 本支部は、税理士会等でないものに対し、支部会員名簿に登載された情報のうち次に掲げる事項を提供する。ただし、日本税理士会連合会において公開停止の承認を受けた税理士会員の当該情報は、当該公開停止の期間において提供しない。

1. 税理士の氏名又は通称名
 2. 登録番号及び登録年月日
 3. 事務所の名称、所在地（郵便番号を含む。以下同じ。）及び電話番号
- 2 本支部は、税理士会等でないものに対し、税理士法人会員の情報のうち次に掲げる事項を提供する。
1. 税理士法人の名称
 2. 法人番号及び届出年月日
 3. 事務所の所在地及び電話番号

(税理士会等でないものに提供する本支部に所属しなくなった者の情報)

第4条 本支部は、税理士会等でないものに対し、本支部に所属しなくなった税理士会員の情報のうち、本支部に所属しなくなった年月日及び事由を提供する。

2 本支部は、税理士会等でないものに対し、本支部に所属しなくなった税理士法人会員の情報のうち次に掲げる事項を提供する。

1. 本支部に所属しなくなった年月日
2. 本支部に所属していたときの前条第2項に掲げる事項

(情報提供の手続)

第5条 本支部は、税理士会等でないものから第3条及び第4条に掲げる事項の提供を求められたときは、第3条第1項ただし書きに規定する公開停止の期間にある情報である場合を除き、電話その他本支部が相当と認める方法により速やかに提供する。

(この細則の疑義の決定)

第6条 この細則に定めのない事項又は定められた事項について疑義が生じたときは、あらかじめ、本会の意見を聴取し、幹事会で決定する。

(細則の改廃)

第7条 この細則を改廃しようとするときは、幹事会の議を経なければならない。

附 則

この細則は、令和7年3月27日から施行する。